

入札説明書

この入札は法令、広島市の条例、規則、規程の他、入札公告、入札説明書、物件別仕様書及び入札参加資格審査申請の提出書類（以下「入札公告等」という。）によります。

入札に参加を希望される方は、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 契約担当課【問合せ先】

広島市下水道局管理部管理課（下水道局千田庁舎2階）
〒730-0054 広島市中区南千田東町6番13号
電話 082-241-8259

第2 貸付契約の内容

- 1 件名
下水道局千田庁舎自動販売機設置場所に係る市有財産貸付契約
- 2 貸付形態等
本件は、飲料（清涼飲料水類。酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機の設置場所として広島市市有財産の一部を一定期間貸し付けるものです。
自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- 3 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 貸付期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
なお、貸付期間終了後の契約更新は行いません。
- 5 貸付物件の所在地
下水道局千田庁舎 広島市中区南千田東町6番13号
- 6 貸付物件の仕様
物件別仕様書に記載しております。内容をよくご確認の上、不明な点があれば、前記「第1 契約担当課」までお問い合わせください。
- 7 貸付契約の内容
貸付契約の内容は、「市有財産貸付契約書（案）」及び「自動販売機設置に係る市有財産貸付契約約款」のとおりです。
- 8 貸付料等
 - (1) 貸付料は、入札により決定した金額となります。
 - (2) 売上手数料は徴収しません。売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費（実費相当額）・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。
 - (3) 電気、水道に関して本市の設備を使用する場合は、原則として、自動販売機設置事業者の責任において使用量を計測するため、副メーターを設置するものとします（メーター設置費用及び計量法に基づく取替えの費用も設置事業者の負担とします。）。

$$\begin{aligned} \text{〔計算例〕} \\ \text{実費相当額} = & \text{本メーターによる使用料} \times \frac{\text{副メーターの表示する使用量}}{\text{本メーターの表示する使用量}} \\ & (\text{施設全体の電気料金※（基本料金含む。）}) \end{aligned}$$

※ 水道を利用する場合は、上下水道料金（基本料金含む。）も負担。

9 その他

- (1) 自動販売機を設置するにあたり施設の水道を使用する必要がある場合は、入札の前に、前記「第1 契約担当課」へ水道の使用の可否を確認してください。
- (2) 施設は公告時の状況で貸し付けを行いますので、自動販売機設置事業者が自動販売機を設置するために必要な設備等を、本市が設置することはありません。
- (3) 販売品は飲料（清涼飲料水類。酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。）とします。

第3 入札区分

本件は紙入札です。所定の入札書を持参し、入札してください。詳細は、「第8 入札日時等」「第9 入札書」「第10 入札金額」などを参照してください。

なお、入札の前に入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格を審査する必要があります。詳細は、「第5 入札参加資格審査申請書等の交付方法」「第6 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）」などを参照してください。

第4 入札参加資格

1 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請のときにおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税をいずれも滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

2 入札参加資格確認申請（最終確認）に必要な資格

- (1) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体の施設に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有している者。
- (2) 入札公告の日から開札日までの間に、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。

- (3) あらかじめ、後記「第6 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）」を行い、審査の結果、資格があると認められた者。

第5 入札参加資格審査申請書等の交付方法

本市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和7年度案件（市長部局）」からダウンロードしてください。

ただし、これにより難しい場合は、次により交付します。

交付期間	入札公告の日から令和7年3月4日（火）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。
交付場所	前記「第1 契約担当課」に同じ。

第6 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）

入札参加資格審査申請に当たっては、入札公告等を熟読し、契約の条項、現地の現況等を確認の上、申請してください。

提出期間	令和7年1月27日（月）から令和7年1月31日（金）までの毎日の午前9時から午後5時まで。
提出場所	前記「第1 契約担当課」に同じ。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書（入札参加申込み） (2) 使用印鑑届（様式1） (3) 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人が申請する場合） (4) 役員名簿（様式2）（法人が申請する場合） (5) 身分証明書及び誓約書（様式3）（個人が申請する場合） (6) 印鑑証明書 (7) 広島市税の納税証明書 (8) 申立書（広島市税用）（様式4）（納税証明書が出ない場合） (9) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (10) 委任状（様式5）（契約権限等を代理人に委任する場合） (11) 申立書（本店所在地用）（様式6）（登記簿上の本店所在地と実際の本店機能を有する営業所等の所在地が異なる場合） 詳細は、「入札参加資格審査申請の提出書類」をご確認ください。
提出方法	上記提出場所に直接、提出書類を持参してください。 なお、郵送による申請は受け付けておりません。
注意事項	(1) 申請者は、提出書類を本市に提出した後において補正を求められた場合には、指定された期限内に補正を行ってください。申請者が当該期限内に補正を行わなかった場合には、当該申請に係る資格審査は行いません。 (2) 申請書については、日本語を用いるものとします。 その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記、又は添付してください。 (3) 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載してください。

第7 入札参加資格審査申請の審査結果の通知

- 1 入札参加資格審査申請の受付後、入札参加資格について審査を行い、令和7年2月17日（月）から令和7年2月21日（金）頃までに、「入札参加資格審査結果通知書」を送付します。
- 2 当該申請に係る入札参加資格の有効期間は、令和7年3月31日までとします。
なお、前記第4の1のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により入札参加資格の辞退の申し出があった場合は、当該入札参加資格を取り消します。
- 3 入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに前記「第1 契約担当課」にその変更を届け出てください。

第8 入札日時等

入札日時	令和7年3月4日（火） 午後1時30分
入札場所	広島市中区南千田東町6番13号 下水道局千田庁舎4階 会議室4
提出書類等	(1) 入札書 本市ホームページからダウンロードしてください。記載方法は「第9 入札書」及び入札書（記載例）をご参照ください。 (2) 委任状（代理人が入札する場合） 代理人が入札する場合（入札参加資格の審査により入札参加資格を確認された方以外の氏名で入札する場合）、委任状が必要となります。本市ホームページからダウンロードしてください。 (3) 使用印鑑届の印鑑（代理人が入札の場合は代理人の印鑑） 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）で提出した使用印鑑届の印鑑が必要です。 なお、使用印鑑届の印鑑をあらかじめ押印した入札書を持参される場合、印鑑は不要です。
提出方法	上記提出場所に直接、提出書類を持参してください。
注意事項	(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札時限を過ぎると入札はできません。 (2) 入札者以外の方は、入札会場には入場できません。 (3) 駐車場が混雑するおそれがあるため、公共交通機関を利用してご参加いただくことをおすすめします。 (4) 天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
その他	(1) 入札回数は2回を限度とし、この結果、落札候補者がいない場合は、入札を打ち切ります。 (2) 入札保証金は免除します。

第9 入札書

- 1 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印（押印は使用印鑑届の印鑑を使用すること。使用印鑑届の印鑑を押印できない場合、所定の委任状を本市ホームページからダウンロードし、記入した上で提出し、当該委任状に押印した、代理人使用印鑑を押印すること。）してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。

- 2 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に、使用印鑑届の印鑑を押印してください。
なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 3 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 入札者は、投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (3) 記入事項を判読できない入札
 - (4) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (5) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (6) 記名押印のない入札
 - (7) その他入札の条件に違反した入札

第10 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（年額）を入札書に記載してください。

第11 開札（落札候補者の決定）

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに入札者の面前で行います。入札者は開札に立ち会ってください。
- 2 開札の結果、広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づき作成された予定価格（最低貸付料（年額））以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とし、入札会場で発表します。
なお、予定価格は公表しません。
- 3 最高価格（年額）の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、当該入札事務を担当しない職員が代行します。
くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第12 入札参加資格確認申請（最終確認）

- 1 落札候補者の方は、最終的な資格確認を受けていただく必要があります。
- 2 提出期限までに必要書類が提出されない場合は入札を無効とし、次順位者を落札候補者とします。
- 3 落札候補者の方に入札参加資格がなかった場合は次順位者を落札候補者とし、当該資格確認を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨を連絡します。

提出期限	令和7年3月14日（金） 午後5時
提出場所	前記「第1 契約担当課」に同じ
提出書類	(1) 入札参加資格確認申請書（最終確認）（本市ホームページからダウンロードできます。） (2) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体の施設（民間施設は不可。）に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有していることが確認できる書類（行政財産使用許可書、契約書等のコピー。）。

提出方法	上記提出場所に直接、提出書類を持参してください。 なお、郵送による申請は受け付けておりません。
注意事項	(1) 期限までに必要書類を提出しない場合は、入札は無効となります。 (2) 提出部数は1部とします。 なお、提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
その他	(1) 必要書類の受付後、最終的な資格確認を行います。 なお、本市から内容の確認を行う場合があります。 (2) 入札参加資格を確認後、契約事務を行いますので、担当者の指示に従ってください。

第13 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定します。入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を本市ホームページで公表します。

第14 契約の締結

- 1 落札者が決定したら、直ちに落札者に通知し、契約書、納入通知書等の契約関係書類をお渡しします。契約事務を行いますので、担当者の指示に従ってください。契約書（ひな形）は、「市有財産貸付契約書（案）」及び「自動販売機設置に係る市有財産貸付契約約款」のとおりです。
- 2 契約締結の前に、落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様等（寸法、機種、販売商品、価格等）に関する書類を、前記「第1 契約担当課」に提出してください。
- 3 契約締結期限は、落札候補者の資格を確認して落札者と決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）が契約締結期限となります。
例
 - ・落札決定日が月曜日の場合：5日後は土曜日のため契約締結期限は翌週の月曜日
 - ・落札決定日が火曜日の場合：5日後は日曜日のため契約締結期限は翌週の月曜日
 - ・落札決定日が水曜日の場合：契約締結期限は翌週の月曜日
 - ・落札決定日が木曜日の場合：契約締結期限は翌週の火曜日
 - ・落札決定日が金曜日の場合：契約締結期限は翌週の水曜日
- 4 落札者が契約締結期限までに貸付契約を締結しないときは、広島市契約規則第2条の規定に基づき、本市の一般競争入札に3年間参加することができなくなります。
- 5 落札者が契約を締結しない場合、契約しなかった落札者の落札金額であれば、次順位者と随意契約ができます。落札者の落札金額で契約する者がいない場合は、再度入札を行います（入札の状況等から、再度入札を行わない場合もあります。）。
- 6 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 7 貸付契約は、入札者（入札参加資格確認申請者）名義で行います。

第15 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に契約保証金を本市発行の納付書により納付していただきます。
ただし、広島市契約規則第31条（契約保証金の免除）の規定により、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除します。
ア 貸付料の年額が100万円未満である場合
イ 契約保証金免除申請書（本市ホームページからダウンロードできます。）を、前記「第1 契約担当課」に提出し、本市による審査で承認された場合。

なお、承認には、契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している必要があります。契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、上記条件の確認ができない場合がありますので、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に申請してください。

- 2 契約保証金は、貸付料年額（落札金額）の100分の10以上とします。
- 3 契約保証金は、貸付物件の返還後に還付します。ただし、未納の貸付料等がある場合は本市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付しません。
- 5 契約保証金は、現金又は広島手形交換所に参加する金融機関が振り出した自己あて小切手で、振出日から7日以内のものでなければなりません。

第16 貸付料の納付

当該契約に係る貸付料は、必ず、令和7年3月31日（月）までに本市発行の納入通知書により納付してください。

なお、売上手数料は徴収せず、売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。

第17 随意契約への移行

今回の入札で応札又は落札者がなかった場合、随意契約に移行します。見積書を提出していただき、予定価格（最低貸付料（年額））以上で見積もられた先着者※の方を貸付の相手方として決定し貸付けます（場合によっては随意契約に移行しない場合があります。）。

※ 先着者とは

随意契約による入札受付開始日の受付開始時間（午前9時）以降で、最初に予定価格（最低貸付料（年額））以上の見積書を提出された方を指します。

なお、先着者が複数となった場合は、見積合わせを行い、予定価格（最低貸付料（年額））以上で最も高い見積書を提出された方と随意契約を行います。

受付開始日	入札終了後、令和7年3月21日（金）頃までに、本市ホームページに公表します（該当が無い場合は公表しません。）。
提出場所	前記「第1 契約担当課」に同じ
見積資格	今回の入札参加資格と同じ資格が必要となります。 今回の入札において、落札者となったにもかかわらず契約を締結しなかった者は、本市の一般競争入札に3年間参加することができないため、当該物件への入札参加資格はありません。
提出書類等	(1) 見積書 (2) 前記「第6 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）」に記載の提出書類 なお、今回の入札で参加資格を確認されている方は、令和7年3月31日までに見積りする場合は、提出は不要です（令和7年4月1日以降に見積りする場合は提出が必要です。）。 (3) 入札公告の日から過去3年以内に、<u>国又は地方公共団体の施設（民間施設は不可。）</u>に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有していることが確認できる書類（行政財産使用許可書、契約書等のコピー。）。

第 18 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問がある場合は、下記により、仕様書等に関する質問書を提出してください。質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、閲覧に供する方法で回答します。仕様書等に関する質問書は、本市ホームページからダウンロードできます。

受付期間	令和7年1月10日(金)から令和7年2月21日(金)までの広島市の休日を定める条例(平成3年条例第49号)第1条第1項の各号に掲げる市の休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。
質問先	前記「第1 契約担当課」に同じ
提出方法	質問先に直接、質問書を持参してください。 なお、郵送による申請は受け付けておりません。
閲覧期間	令和7年1月14日(火)から令和7年2月25日(月)までの広島市の休日を定める条例(平成3年条例第49号)第1条第1項の各号に掲げる市の休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。
閲覧場所	前記「第1 契約担当課」に同じ
その他	予定価格、入札参加資格審査申請の事業者数、及び各事業者の入札予定物件などの情報は、一切お答えできません。

第 19 入札関係資料の掲載場所

この入札に係る資料等(入札関係資料等)は、次のとおり、本市ホームページに掲載しています。

入札関係資料等	掲載場所
・入札公告関係資料 ○ 入札公告(写し) ○ 入札説明書 ○ 市有財産貸付契約書(案)及び自動販売機設置に係る市有財産貸付契約約款 ○ 物件別仕様書 ・入札参加申込関係資料 ○ 入札参加資格審査申請の提出書類 ・入札関係資料 ○ 入札書 ○ 委任状 ○ 入札参加資格確認申請書(最終確認) ○ 契約保証金免除申請書 ○ 仕様書等に関する質問書	本市ホームページ(https://www.city.hiroshima.lg.jp/)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和7年度案件(市長部局)」からダウンロードしてください。